

第 100 回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成 28 年 8 月 25 日（木）9:30～10:05

2 場 所 中央合同庁舎第 2 号館 8 階 第 1 特別会議室

3 出席者

【委員】

西村委員長、北村委員長代理、河井委員、川崎委員、西郷委員、嶋崎委員、白波瀬委員、関根委員、中村委員、野呂委員、宮川委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、内閣府経済社会総合研究所総務部長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省生涯学習政策局上席生涯学習官、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局情報政策本部長（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

島田総務大臣政務官、横山総務省大臣官房審議官、山澤総務省統計委員会担当室長、上田総務省統計委員会担当室次長、新井総務省政策統括官（統計基準担当）、吉牟田総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 諮問第 90 号の答申「人口推計の基幹統計としての指定について」
- (2) 諮問第 91 号の答申「小売物価統計調査の変更について」
- (3) 部会の審議状況について
- (4) その他

5 議事録

○西村委員長 若干早いですが、皆さまお集まりですので、ただ今から第100回の統計委員会を開催いたします。なお、清原委員、永瀬委員は御欠席です。

本日は島田総務大臣政務官に御出席いただいております。統計委員会が平成19年10月に発足してから、今日が第100回目の委員会という、非常に節目の重要な委員会でありますので、開催に当たりまして島田総務大臣政務官から御挨拶をいただきたいと思っております。

島田総務大臣政務官、よろしくお願いたします。

○島田総務大臣政務官 皆さま、おはようございます。100回目の会議に私がお話しでき

ることを非常に光榮に思っております。また、日ごろ皆様方には大変お世話になっておりまして、誠にありがとうございます。今後とも御協力賜りますように、切にお願いを申し上げます。

私はこの度政務官に就任をいたしました島田三郎でございます。少し余談でございますが、私の家族が、兄弟は男3人でございます。長男が一郎、二男が二郎、そして私が三郎でございます。非常に選挙向きの名前ではございますが、大変申し訳ございませんが、統計の世界では全く素人でございますので、今後とも皆様方の御指導を賜りますようお願いを申し上げます。

委員の皆様方には、日ごろから統計行政に御尽力をいただき、また精力的に御審議をいただいていることについて、改めて感謝を申し上げたいと思っております。本当にお世話になりましたありがとうございます。

また、本日の委員会は、統計委員会が創設されて第100回目となると聞いております。記念すべき第100回統計委員会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げたいと思っております。

統計委員会は、御承知のように平成19年10月の発足以来、統計行政の司令塔として、常に公的統計の整備を牽引していただいております。具体的には、これまで公的統計の整備に関する基本的な計画案の審議、そして89件の諮問に対する審議、答申、統計法の施行状況に関する審議、報告書の取りまとめをいただいております。

このような専門的知見に基づいた審議の積み重ねが、数多くの統計改善につながり、統計行政に対する皆様の貢献は、今回節目の100回開催を記念するものに非常にふさわしいものと私も考えております。

8月3日に発足した第3次安倍第2次改造内閣は、いわば未来チャレンジ内閣であり、未来への責任を果たしていくための改革を推進してまいります。公的統計はこのような改革の推進の基礎となる、客観的な証拠を提供するものであり、その重要性は近年ますます高まっております。

今年3月には、統計委員会から公的統計の精度向上とビッグデータなどの新しい統計情報の利活用が必要である旨の御提言をいただいております。これらの取組は、残念ながら道半ばであります。統計行政を所管する総務大臣政務官として、高市総務大臣のもと、推進してまいりたいと思っております。

委員の皆様におかれましても、引き続き公的統計の改善に向け、御指導をいただくことを強くお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○西村委員長 ありがとうございます。

ここで島田総務大臣政務官は、政務対応のため御退室されます。本日は御出席いただきまして本当にありがとうございました。

○島田総務大臣政務官 どうもありがとうございました。よろしく申し上げます。

(島田総務大臣政務官退室)

○西村委員長 また、人事異動に伴いオブザーバーの御出席いただく方に変更がございましたので、一言御挨拶をいただきたいと思います。

国土交通省、竹田サイバーセキュリティ・情報化審議官、お願いいたします。

○**竹田サイバーセキュリティ・情報化審議官** この8月1日より、国土交通省でサイバーセキュリティ・情報化審議官を拝命しております竹田と申します。今回の会議より参加させていただきますので、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

○**西村委員長** それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に紹介してください。

○**山澤総務省統計委員会担当室長** では、お手元の資料について、議事の内容と併せて確認させていただきます。

本日は、答申が2件、部会の審議状況報告が2件あります。議事の(1)で「人口推計の基幹統計としての指定について」の答申、議事の(2)で「小売物価統計調査の変更について」の答申を取りまとめていただく予定です。資料はそれぞれ、資料1、資料2です。次に、議事の(3)で、現在部会において御審議いただいている「作物統計調査の変更について」の報告、「科学技術研究調査の変更について」の報告があります。資料はそれぞれ、資料3、資料4になります。

なお、統計委員会第100回目の開催を記念した記念誌を作成いたしました。委員の皆様の上に配布させていただいておりますので、委員会終了後に御覧いただければと思います。

私からの説明は以上です。

○**西村委員長** それでは、最初の議事です。人口・社会統計部会において審議されております諮問第90号「人口推計の基幹統計としての指定」の答申案につきまして、人口・社会統計部会の白波瀬部会長から御説明をお願いいたします。

○**白波瀬部会長** それではよろしくをお願いいたします。諮問第90号の答申「人口推計の基幹統計としての指定について」の答申案について報告いたします。

人口推計の基幹統計としての指定につきましては、6月の統計委員会での諮問以降、7月25日に開催した部会において審議を行い、本日報告させていただき答申案を取りまとめたところでございます。

それでは、資料1の答申案の内容について報告いたします。

まず1、指定の適否についてです。

結論として、人口推計については統計法第2条第4項第3号に規定する基幹統計の要件に該当しているため、基幹統計として指定することは適当であるとしております。

続いて2、理由について御説明いたします。

最初に、人口推計は5年ごとに作成される国勢統計の間における、我が国に常住する外国人を含む全人口を明らかにする加工統計であるという、人口推計の必要性について記載しています。

続いて、基幹統計として指定される要件との関係について記載しています。まず、人口推計は、各種政策の企画立案や国民経済計算等の各種統計作成の基礎資料として利用されていることから、全国的な政策を企画立案、実施する上で特に重要な統計に該当いたします。また、民間研究機関等による各種研究においても、地域別、年齢階級別の人口規模の

把握などに広く利用されることから、民間における意思決定等に広く利用される統計に該当します。さらに、国際連合が毎年作成している人口統計年鑑にデータ提供されることから、国際比較を行う上で特に重要な統計に該当いたします。

以上3つの点から、統計法に規定する基幹統計の要件の全てに該当するものと考え、基幹統計として指定することは適当であるという判断をいたしました。

答申案の説明は以上ですが、部会審議の概要について説明いたします。

個別の論点に関する総務省統計局の説明は、資料1に添付しております資料1の参考資料1の3ページ以降を参照していただけたらと思いますが、ここでは議論になった2点についてのみ紹介させていただきます。

3ページの中ほどにあります表では、住民基本台帳法改正に伴う人口推計を作成するために用いる情報の変更内容について、朱書きで整理しております。御覧のとおり、外国人人口について、平成26年度から都道府県別データが利用できることとなりました。

これを踏まえ、一定の検討を経て、5ページの図3のとおり、平成28年10月1日現在人口から、都道府県別年齢別人口に、日本人人口（日本人だけの人口）を追加して公表することとしております。

この結果、7ページの図7のところですが、より精度の高い合計特殊出生率の算出が可能となると考えております。具体的には、5年に一度の国勢調査の実施年のみが、日本人の女性人口を分母に、それ以外の年は総人口ベースの女性人口を分母にしていたのですが、これを日本人女性人口が分母となるよう統一することができます。この点についてもわかり説明していくことが重要であるとの指摘がありました。

また、基幹統計として指定する統計の名称についても審議いたしました。統計の名称を「人口推計」とすることについては、大正10年からこの名称が使用されているという歴史的な経緯もあるのですが、将来推計人口との関係で誤解や紛れが生じかねないという指摘もありました。統計利用者に誤解等を生じないように説明することが、広報の面からも必要ではないかと整理しております。

人口推計の基幹統計としての指定についての答申案と部会審議の概要についての報告は以上です。よろしく申し上げます。

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、答申案の御説明について、御質問あるいは御意見等はございますか。

宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 基本的に今の御説明で私としては了承しているのですが、基幹統計として指定されることによって、例えば使用する側に何か変更というようなものがあるのかどうかだけ、教えていただけるとありがたいと思います。

○白波瀬部会長 私が回答してよいですか。基本的にやはり基幹統計になることによって、基本的なデータを収集しやすいという、枠組み的な保証が一つ付きます。これによりまして、結果的に使用者も遅滞なく、一番新しい統計データを入手することができるという恩恵に与かるということになるかと思えます。

○宮川委員 ありがとうございます。

○西村委員長 説明者、特に補足することはありますか。ではそれで結構です。

他にございますか。

それでは、答申案についてお諮りしたいと思います。人口推計の基幹統計としての指定についての本委員会の答申は、資料1の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 それでは、資料1によって、総務大臣に対して答申します。人口・社会統計部会に所属されている委員の方々におかれましては、部会での御審議、本当にどうもありがとうございました。

次の議題に移ります。サービス統計・企業統計部会において審議されています諮問第91号「小売物価統計調査の変更」の答申案について、サービス統計・企業統計部会の西郷部会長から御説明をお願いいたします。

○西郷部会長 それでは5分ほど時間をいただきまして説明をさせていただきます。

本件につきましては、7月26日の統計委員会で諮問された後に、8月2日にサービス統計・企業統計部会にて審議をいたしました。

その結果、答申の方向性に関しては、その1回の部会で合意が得られたため、本年4月に定められた書面による議決が認められる場合、いわゆる書面審議というのですが、それによって8月17日付で書面による議決を行って、答申案をまとめましたので、それについて御報告いたします。

資料2になりますが、審議の内容に関しては5ページ以降に添付しておりますので、そちらを御覧ください。

それでは資料2に沿って、答申案について説明をいたします。

骨格となるところは、資料2の1ページ目にあります表1、それから2ページ目にごさいます表2ですが、順番が逆になりますが、審議の仕方としては表2、選定基準に修正が加えられるということから、そちらについて議論をしてから表1に戻って、今回の品目の改廃というのが適合するかどうかというような順番で議論をいたしました。

まず表2を御覧ください。

今回、なぜこの選定基準の見直しが必要になったのかということ、前回の部会において、この選定基準の見直しというか明示ということが行われたわけですが、前回示された基準では、全ての場面に必ずしも対応していなかった、あるいは明確でない面があったということから、今回、表2でいいますと下線が引いてある部分に関して追加をしたいというのが統計局側からの修正案の原案でございました。

これに関して部会で審議をしたのですが、おおむね適当ではあったのですが、この表2でいうと真ん中のところ、個別基準の地域別価格差調査の下線部、「価格差の要因が地域的な影響以外によるものが大きいと見込まれる品目を除いた上で」、これに関しては、この文言を加えてしまうと返って基準が不明確になるおそれがあるのではないかと。なぜこのような修正案が出されたのかという理由を検討していく中で、必ずしも価格差の要因が地域的な影響以外によるものが大きいというようなことを入れなくても、きちんと選定が行えるだろうということですので、これをつけ加えるには及ばないのではないかとというのが

部会の結論ということになりました。

以上、まず表2の選定基準を確定した後で、表1にごぞいます追加される項目と廃止される項目という説明をかなり詳細に受けて、先ほど確定した表2による基準に適合しているということから、今回の小売物価統計調査の変更については適当であるという結論に、答申案はなっております。

答申に関しては以上のとおりなのですが、昨年、前回の部会が開かれたときに、部会長メモというものが出されまして、それへの対応状況ということについても報告をしていただきました。ただ、これに関しては、まだ前回の部会から1年たっていない状態での対応状況ということですので、それがどのような状況にあるのかを報告していただいて、その内容に関しては、資料2の9ページ目以降に書いてあるのですが、まずは消費者物価指数の基準改定に優先的に取り組んでいただいて、それがきちんと見通しが立ってから、部会長メモ等への対応はしていただきたいというように、私からは申し上げました。

最後になりますが、今回、選定基準に関わる修正が施されることから部会で審議をしたわけですが、答申の内容自体は「小売物価統計調査の変更について」ということで、むしろ表1のほうが本体になっているわけです。答申に対応する部会なのだから、表1についてもきちんと議論するべきではないかという御意見が出されまして、例えば、なぜシラス干しが入っていてかまぼこが廃止になったのかという、品目ごとの説明をしていただいたわけですが、確かにそれはそれで重要なのですが、そういうことをいちいち部会の中でやるべきことなのかどうか。選定基準が委員会として了解されている以上、個々の品目の改廃はむしろ軽微案件ということで、ばさっと片付けてよいのではないか、というような意見も出されました。

なかなか明文化することは難しいのですが、どういうことが軽微案件なのかということに関しても、もう少しはっきりした基準を作ってはどうかという意見が出されたことを申し添えておきます。

私からの報告は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、答申案の御説明についての御質問、御意見を願いますのですが、その前に、さっきの軽微案件の件について、少し私の考えを御説明したいと思います。

今の西郷部会長からの提案、特に軽微案件に関しては重要な指摘だと思っております。私も小売物価統計調査のように非常に精緻な品目の選定基準というのを議論し、了解している場合には、それに従った品目のみの変更というのは審議を要さないと思っております。

ただし、時によっては、この件に関しても重要な変更と思われるものがあって、後で問題になったりすることもありますので、そういうのを含めて、どういう形でこれに対処するのかというのは少し考えなければいけないと思っております。方針としては軽微案件にするという方向でお願いしたいと思っております。

それを含めて、この軽微案件とは一体どういうものかということについて、今言った、非常に小さなものでも、実は将来的に大きな影響を及ぼすようなものというのは、あらかじめ分かるようなものであるならば、それに関してのことを考えなければいけないという

ことを含めて、何をもって軽微と考えるかということについては詳細に検討する必要があるのだろうと思います。

そのため、事務局に検討していただいた上で、また我々の知見も入れるという形で、委員の皆様のお意見をお聞きして結論を得たいと思っておりますが、まずその点についていかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 それでは、この答申案そのものの御説明についての御質問、あるいは御意見をお願いいたします。

特にないようですが、私から1件あります。資料の11ページのところに、消費税抜きCPIは作成及び公表というのが入っております。消費税抜きCPIは重要な指標で、可能な限り早期に対応すべきだと私は考えております。

既に内閣府や日本銀行から消費税抜きCPIの推計が公表されているわけですが、結果表からの推計にとどまっているわけで、調査実施者である総務省が元データからきちんと推計するというのが、やはり最も望ましいものだろうと考えています。

この点について、調査実施者から説明をお願いしたいと思います。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 調査実施者の統計局物価統計室の小松でございます。よろしく申し上げます。CPIにかなり御期待をいただいているようで、どうもありがとうございます。

税抜きのCPIの件に関しましては、先ほど委員長からもお話がございましたとおり、内閣府や日本銀行で作成はしているわけではございますが、ただ今の御意見を踏まえまして、内閣府や日本銀行と御相談し、または利用者人数の把握をしっかりと努めた上で、可能な限り早期の提供に努めるという形で対処をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○西村委員長 どうもありがとうございました。この課題を含めて、前回答申における今後の課題等についても積極的な対応をお願いしたいと思います。

それでは、答申案についてお諮りしたいと思います。小売物価統計調査の変更についての本委員会の答申は、資料2の案のとおりということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 どうもありがとうございました。

それでは、資料2によって総務大臣に対して答申いたします。サービス統計・企業統計部会に所属されておられます委員の方々におかれましては、部会での御審議、本当にどうもありがとうございました。

それでは次の議題に移ります。部会の審議状況についてですが、まず産業統計部会に付託されています作物統計調査の変更の審議状況について、川崎部会長から御報告をお願いいたします。

○川崎部会長 承知しました。それでは産業統計部会における作物統計調査の審議状況について御報告させていただきます。資料3の一覧表を用いて御説明させていただきます。

第1回産業統計部会は、今月8日に開催いたしました。

審議事項は、1枚目の紙の表裏にある事項です。この前半の部分、1ページ目がおおむね審議が終了している状況でございます。

審議事項は大きく分けまして、一番上の1、未諮問基幹統計としての確認事項、それから2、計画の変更。それから、裏側になりますが、3、前回答申における今後の課題への対応です。以下、1回目の審議状況について順に説明させていただきたいと思っております。

まず、未諮問基幹統計についての検討です。統計委員会でこれまで長期間審議されていない統計ということで検討するものです。この統計が前回諮問・答申されましたのが平成19年の統計審議会の時代であり、かなり時間も経ておりますので、審議を行ったものです。これについては、利活用状況や調査対象作物の選定、調査の実施状況についての確認を行い、その必要性や重要性等の確認を行いました。

結論としては、この統計は農業行政において基本的な役割を担っているものであり、また、国際比較可能な統計として国連にも提供されているなど、非常に重要な統計であるということで、必要性、重要性等が確認されました。そういう意味で、この事項については適当であると考えております。

続きまして、今回の諮問事項の内容が、表の2番目からの項目です。今回の部会では、(1)から(3)まで審議いたしました。

まず調査対象の範囲の変更ですが、これは調査対象作物として、そばとなたねを追加するというご事情でございます。これにつきましては、詳しくは別紙1に、1枚めくっていただきますと書いてあります。食料・農業・農村基本計画における努力目標が設定されるなど、重要な作物であるということ踏まえまして、調査対象作物として加えることは適当であると整理しております。

次に2番目の調査周期です。これはやや複雑なのですが、一部の作物について、これまでは毎年調査しておりましたが、それを3年や6年の周期に変えていくということです。周期の変え方がやや複雑なので、この資料の4ページ目の下の表にその変え方が見られません。従前は毎年全国調査をやっているところを、3年あるいは6年の周期に変えていくということです。

この変更では、当然のことですが、その中間年の精度が問題になります。そこで、推計で行った場合、その中間年の精度がどれくらい変わるのかということを検証しました。これは農林水産省で推計をしていただいております、その結果は、同じ資料の6ページ目に掲載されています。少し細かい表ですが、もし周期を変えた場合にどれくらい差が出るかという計算をしていただいております。

過去の数値についてシミュレーションを行った結果では、全国調査を実際に行った場合と推計を行った場合とでは、おおむね1%程度以下の差があり、大きくても3%程度ぐらいということで、大きな影響はないであろうと思われまます。特に、GDPに占める農業生産の割合が約1%とかなり小さいことを考えますと、全体としては大きな影響はないであろうと考えております。

その意味で、推計をきちんと行う限りにおいては問題ないのですが、この推計には若干のくせがあるような印象もありましたので、その点はもう少し確認した上で、「おおむね

適当」と整理しました。

続きまして、表に戻りまして、(3)の報告者という項目でございます。これは標本設計の変更ということでございます。

これについては、標本設計というややテクニカルな話ではございますが、8ページ目の絵を見ていただくと分かりやすいかと思えます。それをういまして説明をさせていただきます。

これは、現在の調査は関係団体に対する調査と、標本経営体に対する調査と2つございますが、この2つの調査の中で、作物の収穫量についての調査の若干の重複部分がございます。その重複部分の無駄を排除しようということで、標本設計を工夫され、効率を高めるということでございます。現状の重複は、推計がおかしいということではなく、調査の効率性が落ちるような重複があるということでございます。

この変更については、2015年農林業センサスの結果を使いまして、標本経営体から関係団体に出荷したデータが分かりますので、これを基に重複を解消することとしています。それを基に、目標精度の設定を行い、また標準誤差率の算出を行って、調査対象数を決定しています。

このように、標本設計を見直すということで、より効率的な標本設計になるもので、この変更については適当と整理しました。

以上が今回の審議事項でございますが、それ以降の(4)以下の事項については次回に審議する予定としております。

なお、次回の部会審議は9月16日を予定しております。これは当初、8月22日を2回目の部会と予定しておりましたが、先日、台風による暴風雨がございましたので、審議を延期させていただいたものです。日程変更について農林水産省にお尋ねしますと、若干遅れても大きな支障はないであろうということでしたので、そのようにさせていただきました。この変更のために、統計委員会に答申案をお諮りする時期を11月に変更させていただくこととしたいと考えております。

以上、審議状況についての御報告でございました。

○西村委員長 ありがとうございます。

ただ今の御報告について、御質問はございますか。

宮川委員。

○宮川委員 今まさに、部会が台風に影響されたということですが、例えば推計をしているときに、大きな台風とか干ばつとか、大きな気候変動による影響というのはどのように反映されるのかというのは御検討されたのでしょうか。

○川崎部会長 これは、この諮問事項には特に入ってはおりませんが、多分、調査実施者は、通常そういう天候の異変などにはいろいろな対応をされていると思います。調査実施部局からお答えいただいたほうがよろしいかと思えます。

○農林水産省 農林水産省でございます。毎年のように、気象における収穫量の変動というのはございます。基本的に、収穫量調査におきましては、収穫が確定した時点で調査を行っておりますので、気候による影響を踏まえた形での調査となっております。

○宮川委員 ということは、中間年は推計をされるわけですね。

○農林水産省 はい。8割以上を占める都道府県においては毎年調査を行っておりまして、中間年は、残りの2割未満の都道府県の部分について推計をするという形になります。

○川崎部会長 もう少しだけ補足させていただきますと、面積の調査と収穫量の調査と両方あって、それを組み合わせて推計されています。しかも、先ほどのお話のように、全生産量の8割までを生産している県は毎年調査をやっているということですので、ほぼ全体をカバーしています。残りの2割のところは誤差の要因になってくるということなので、そういう意味ではかなり推計の信頼性は高いと、私どもは判断しました。

○宮川委員 分かりました。

○西村委員長 どうもありがとうございました。少しその点について、私の意見というか危惧というか。これはこれだけの話ではないのですが、今までずっと全数で調べてきていて、それから今度は途中の中間が推計になると、いわばタイムシリーズの性格が変わるわけです。私はこれで正しいと思いますが、知らない人を見ると、何かアーティフィシヤルな動きをしているように見えるので、それについてはきちんと、やはり情報提供をする。特にフラグを立てて、これ以降とこれ以降ではタイムシリーズの性格が変わっているのだということをきちんと説明するということが重要になりますので、その点はよろしく願います。

我々は全体を見ていますからあれですが、特に農業の人たちというのは自分の町のものを見て人が多いので、そうすると、それがすごく大きく変わると、何か信頼性に対する疑いを持ちかねない。そういうこともありますので、きちんとした説明をよろしく願います。

それでは引き続き、産業統計部会について御審議いただきますようお願いいたします。

次にサービス統計・企業統計部会に付託されております科学技術研究調査報告の変更の審議状況につきまして、西郷部会長から御報告をお願いいたします。

○西郷部会長 それでは5分ほど時間をいただいて報告をさせていただきます。資料の番号は、資料4と、それから参考の5に議事の概要がございますので、併せて御覧ください。

それでは、科学技術研究調査に関する部会での審議状況について報告いたします。

この部会に関しましては2回を予定しておりまして、8月2日に1回目がございました。その内容に関しては参考5にございます。

これまで決まった部分というのが、資料4の、1枚めくっていただきまして別紙というのが3ページにございますので、こちらを御覧ください。

表の1から表の5まで、5がかなり細かく分かれているわけですが、それに沿いまして簡単に説明をいたします。

これは変更があった部分に関してなのですが、まずは任期なしの研究者数に対する調査事項の追加ということで、現行ではそれが無いのが、変更案では任期なしの研究者及びそのうちの40歳未満の者が実数として把握されるというのが変更案になっております。

ただ、この点に関しましては、統計委員会で、女性の数を把握する必要があるのではないかという意見が出されたことも踏まえて、今、実施部局にその可能性を検討していただ

いております。

次に表2に関しましては、今まで自然科学部門の内訳というのがなかったわけですが、それをかなり細かくとるという形に変更案が出されています。これは、今までよりも詳細な情報がとれるようになるということから、部会では適当という形で結論をいただいております。

表3に関しましては、これはフラスカチ・マニュアルという全世界的な科学技術の調査に関する基準というのがございまして、そちらのほうで変更があったことから、日本の定義でも変更が、研究開発というものに関して変更が加えられているということなのですが、内容的にはむしろ、従来から日本の科技調は、こちらの変更案の定義で開発研究というものを定義していた。ただし、部会において、今回、「サービス」という言葉が新たに入ることから、捕捉範囲や、あるいは回答者の意識等から、もしかしたら少し誤解が生じる可能性、あるいは捕捉範囲の変更というものが発生する可能性があるのではないかということから、実施部局にこの「サービス」という文言が付け加えられることの影響というのを、今、調べていただいております。

表4は、これは少し分かりにくいのですが、3ページから4ページ目に表が分かれています。3ページ目にある特定3分野というのが削除されるというのが案になっております。4ページ目だけ見ると何も変更がないように見えてしまうのですが、そうではなくて、特定3分野というのが削除されるということです。

これは、なぜこのように削除されるのかということ、科技調が主要な使用目的としております科学技術基本計画というものの中で、この特定3分野というのが、今回新しくなった科学技術基本計画ではなくなったことから、それを削除しております。

あと、表5に関しては、今まで外国から受け入れた研究費、あるいは外国へ支出した研究費というのが、親会社と子会社という形でそれが分かれていなかったのですが、親会社と子会社、それ以外、いわゆるグループというものを意識するかどうかという、企業グループでそれを捉えるということが今まで行われていなかったのですが、それが明示的に捉えられるようになるということです。あわせて、今まで「外国」と言っていたものが「海外」という形で、これも、「ザ・レスト・オブ・ザ・ワールド」というものに対応した文言の変更ということで、一応適当というようにしております。

以上で、部会の審議状況の報告の説明は終わりなのですが、1点だけ、部会において出された意見で紹介しておきたいことがございます。それは、先ほど表4のところで、特定3分野というのが科学技術基本計画の変更に伴って削除されるということなのですが、そもそもこの科技調というのは基幹統計調査なので、その基幹統計調査における質問項目というものがそんなに簡単に変更されてよいものなのか。確かに、科学技術基本計画に必要なデータを提供するというのが科技調の主要な目的の1つであるわけですが、その一方で、基幹統計調査としての科技調というものがあるので、どういう項目を常にとっていて、どういう項目をタイムリーに捉えるのかということに関しては、基幹統計調査という観点から何か整理があってしかるべきなのではないかという意見があったことも申し添えておきたいと思っております。

最後に、今後の部会の開催予定ですが、2回目の部会は8月31日に開催して、残る審議事項について審議して、9月29日に開催される予定の統計委員会において答申案を報告したいと考えております。

私からは以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告について、御質問はございますか。

白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 すごく小さいことなのですが、これについてはますます男女間の実態というのは、特別ではなくて恒常的に捉える必要があると思っているのですが、表の出し方なのですが、「うち女性」というのは、男女と普通に出していただいてもよいのではないかと思うのですが、これは何か意味があるのですか。男と女で、それで合計というのが一番普通というか、ストレートな感じなのですが、この「うち女性」というのが少し、私としては妙な感じがするのですが。意味はありますか。

○西郷部会長 提供される情報としては同じというのはあるとは思っています。例えば「うち男性」とか、そういうやり方も技術的にはあるわけです。

○白波瀬委員 だから、男女で出せばよい話だと思います。

○西郷部会長 多分、スペースの問題というのもあるかと思いますが、そういう御意見があったことは伺って、部会で審議したいと思います。

○白波瀬委員 ありがとうございます。

○西村委員長 少し一瞬思ったのですが、男性とか女性というのに関して、統計の世界でそういうことを考えるのは少し難しいのですが、将来的には考えなければいけないのかもしれないというのが少しありましたので、その点も付け加えたいと思います。

それから、基幹統計として継続して把握する事項か否かについては、これは重い問題なので、すぐにどうのこうのというわけにはいきませんので、これは長期的な課題として考えていきたいと思います。

他にございますか。

それでは、引き続きサービス統計・企業統計部会において御審議いただきますようお願いいたします。

最後に1点、情報共有しておきたいことがあります。6月の統計委員会で、統計部局からの熊本地震への対応状況について、政策統括官室から口頭で報告を受けましたが、その統括官室から改めて最新の状況を調べて統計委員会に報告するという旨の説明がございました。

本日、統括官室で資料を用意したということですので、御報告をお願いしたいと思います。

○吉牟田総務省政策統括官付統計企画管理官 参考1という資料に基づきまして説明させていただきます。

4月14日の熊本地震による災害につきましては、いまだ余震が続き、復興等活動に際し厳しい状況が続いていると承知しております。

この災害につきまして、4月28日に閣議決定された関係政令によりまして、法令上の義務について様々な特別措置がとられておりまして、基幹統計調査に関しましても統計法上の報告義務が7月29日まで免責される扱いとなっております。

こうした動きも踏まえまして、まず第1弾として、本災害に伴う所管統計調査における措置予定についての状況を、各府省に5月20日現在で簡易に確認し、6月の統計委員会で報告させていただいたところでございます。今回は、改めて各府省が所管しております基幹統計調査のうち、地震発生当日の平成28年4月14日から平成29年3月31日までの間に調査期間が設定されている37調査についての措置状況を、8月10日現在で取りまとめております。

結果としましては、何らかの措置、予定を含みますが、行うものが6、特段措置予定がないものが31となっております。この措置（予定）の6調査の内容につきましては、参考1の下の表にまとめておりますが、まず調査対象地域の除外を行うものが3ございまして、社会生活基本調査につきましては熊本県内の調査区域、これが134設定されていたものを125に、9つ減らすということでございます。

国民生活基礎調査につきましては、調査地域から熊本県内の調査地域を除外するという事で聞いております。

自動車輸送統計調査につきましては、熊本県内の他の地域で調査対象を補填します。

それから、真ん中の段でございますが、関係政令により報告期限が7月29日となっておりますが、それを越えて調査実施時期、調査票提出期限の延長を行うものが3つ、経済センサス活動調査、学校基本調査、学校保健統計調査ということでございます。この学校基本調査につきましては、回答提出期限が延びたことなどの影響で、速報におきましては熊本県の初等中等教育機関の数値を含めずに公表しますが、平成28年12月予定の確報では上記数値を含め公表予定となっております。

このように、各省庁は状況に応じまして最小限の変更や対処を行っておりますが、基幹統計調査の実施につきましては、6月にも申しましたとおり、特段の大きな問題はないと考えられます。

以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。それでは引き続き対応をよろしくお願ひしたいと思います。

本日用意しました議題は以上です。次回の委員会の日程等について、事務局から連絡をお願いいたします。

○宮川委員 本当に細かいことで恐縮なのですが、参考2と参考3の議事概要のところ、98回の際には、国または地方公共団体の統計主管部課長等にはお名前が入っているのですが、99回は全くお名前を入れないような形の議事録になっているのですが、これは何か理由があるのでしょうか。

○上田総務省統計委員会担当室次長 過去の事例を整理してまとめさせていただきたいと思ひます。特段の意識をして変えたということはないかと思ひます。申し訳ございません。

○西村委員長 後で御連絡を。別に、あってもなくてもすぐわかる話なので、わざわざす

る必要もない気もします。

○宮川委員 でも、人が代わっているわけですよね、多分。

○西村委員長 だから要するに、私は入れない理由はないと思っています。

その点については後で回答及び善処いたします。

どうぞ。

○山澤総務省統計委員会担当室長 次回の委員会は9月29日、木曜日の午前中、今度は中央合同庁舎第7号館の13階の共用第1特別会議室で開催する予定です。具体的な開始時間も含め、詳細につきましては別途御連絡いたします。

○西村委員長 以上をもちまして、第100回の統計委員会を終了いたします。ありがとうございました。

○山澤総務省統計委員会担当室長 なお、この後、本会議室にて基本計画部会を開催いたします。出席者の入れかわりがございますので、多少時間がかかりますが、出席者の入れかわりが終わり次第再開いたしますので、引き続き御出席いただきますようお願いいたします。